

「平戸市工事等情報共有システム」の運用について【概要版】

平戸市が発注する工事及び工事関連業務委託（以下、「工事等」という。）において、受発注者間の業務効率化を図るため、工事等情報共有システム（以下、「情報共有システム」という。）の利用を推進します。

（１）対象工事等

情報共有システム利用の対象となる工事等は次のとおりです。なお、②及び③については受注者の申し出により協議の上情報共有システムを利用できます。

①利用指定工事（発注者が情報共有システム利用を指定する）

- * 当初設計金額 1,500 万円以上の建設工事
- * 当初設計金額 1 億円以上の営繕工事

②利用希望工事（受注者が情報共有システム利用を希望する）

- * 当初設計金額 1,500 万円未満の建設工事
- * 当初設計金額 1 億円未満の営繕工事

③利用希望業務委託（受注者が情報共有システム利用を希望する）

- * 工事関連業務委託

（２）情報共有システム利用料

- 工事受注者が工事等ごとに情報共有システム提供者へ利用申し込みを行い、費用（登録料及び利用料）を負担します。
- 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、土木工事標準積算基準書等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれています。
- 営繕工事における情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、長崎県公共建築工事共通費積算基準により共通仮設費に積上げ計上します。

（３）期待される効果

- * 受発注者の協議・指示の円滑化
- * 移動時間の削減
- * 大容量ファイルの効率的な送受信
- * 電子データ利用によるペーパーレス化

（４）工事情報共有システムで取り交わしを行う書類

- 監督員に提出する工事帳票
 - ・ 工事（業務）打合せ簿（施工（業務）計画書、材料の品質管理資料等）
 - ・ 段階確認書など

※注意：契約関係書類、事故報告、地権者情報等個人情報に関する書類は対象外です。

（５）適用

- 令和 8 年 4 月 1 日以降に平戸市が発注する工事について適用します。
- 既契約の工事等においても受発注者間の協議の上適用できます。